

第34回 下呂市上下水道運営委員会

日時:令和6年10月18日(金) 午後1時30分から

場所:下呂市役所 下呂庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 運営委員自己紹介

4. 事務局自己紹介

5. 運営委員会について

6. 協議事項

- ① 会長、副会長の選出について
- ② 運営委員会としての取り決めについて
- ③ 下呂市の上下水道事業業について
- ④ 次回の運営委員会について

7. 閉 会

○下呂市上下水道運営委員会規則

(設置)

第1条 下呂市水道事業給水条例第47条及び下呂市下水道条例第39条の規定に基づき、**水道事業・下水道事業の経営に関する重要事項を調査審議するため**、下呂市上下水道運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 運営委員会は、**委員13人以内で組織**する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が委嘱する。

- (1) 利用者の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第3条 **委員の任期は3年**とし、補充のため委嘱された委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会には、**会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。**

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、上下水道担当課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

下呂市水道事業の概要

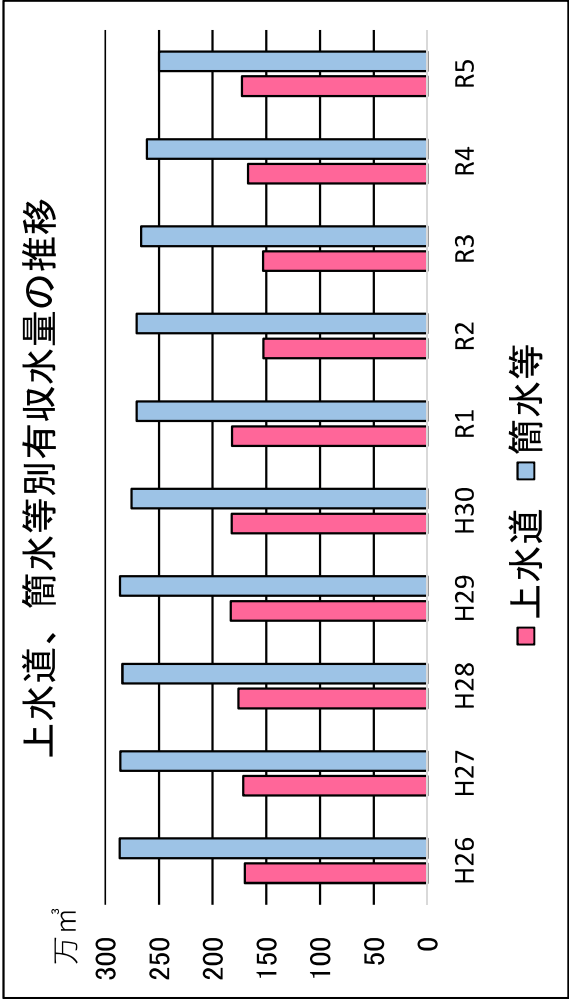
・下呂市では大きく分けて2つの水道事業を運営しています。

令和6年3月31日現在

事業	給水区域	給水人口	主要施設	管路延長
上水道	東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、萩原町西上田（一部）	計画 7,600人 現在 6,024人	水源 2箇所 浄水場 1箇所 配水池 9箇所	約 67km
簡易水道等※ 〔萩原地域 6簡水 小坂地域 4簡水 下呂地域 9簡水 金山地域 3簡水 馬瀬地域 1簡水 計 23簡水〕	上記以外	計画 33,310人 現在 23,055人	水源 37箇所 浄水場 28箇所 配水池 49箇所	約501km

上水道とは計画給水人口5,001人以上の水道。簡易水道等とは計画給水人口5,000人以下の水道。

※飲料水供給施設3施設を含む。



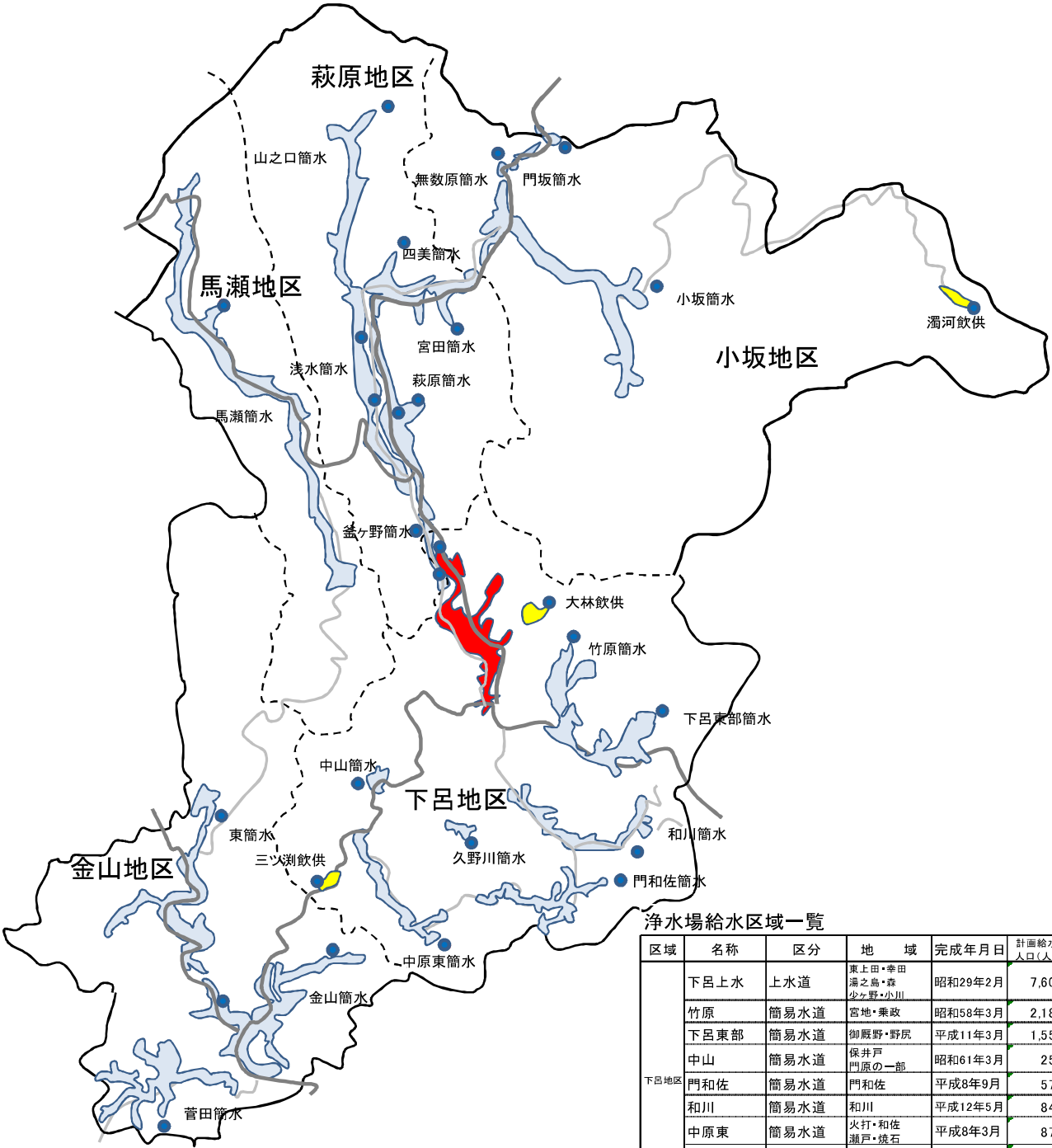
平成26年度の有収水量を100とした場合・・・

令和5年度の有収水量は上水道100.7、簡水等は87.5。

上水道はコロナ禍において減少したが回復傾向にある。

簡水等は人口減少により10年間で年平均1.3%ずつ減少。

下呂市給水区域図



(凡例)

- 浄水場
- 上水道給水区域
- 簡易水道給水区域
- 飲料水供給施設給水区域

浄水場給水区域一覧

区域	名称	区分	地 域	完成年月日	計画給水人口(人)
下呂地区	下呂上水	上水道	東上田・幸田 湍之島・森 釜ヶ野・小川	昭和29年2月	7,600
	竹原	簡易水道	宮地・兼政	昭和58年3月	2,180
	下呂東部	簡易水道	御殿野・野尻	平成11年3月	1,550
	中山	簡易水道	保井戸 門原の一部	昭和61年3月	250
	門和佐	簡易水道	門和佐	平成8年9月	570
	和川	簡易水道	和川	平成12年5月	840
	中原東	簡易水道	火打・和佐 瀬戸・焼石	平成8年3月	870
	久野川	簡易水道	久野川	平成11年8月	160
	大林	飲料水給水施設	大林	平成14年3月	50
	三ツ淵	飲料水給水施設	三ツ淵	平成17年3月	30
小坂地区	小坂	簡易水道	大堀内・小坂 大島・落合	昭和60年11月	4,650
	無数原	簡易水道	無数原・岩崎 門坂の一部	昭和57年6月	190
	門坂	簡易水道	門坂	平成8年3月	110
	濁河	飲料水給水施設	濁河	昭和60年9月	20
萩原地区	萩原	簡易水道	萩原・桜洞 上村・花池	昭和29年12月	4,790
	浅水	簡易水道	上呂・羽根 野上・尾崎	昭和43年8月	4,040
	宮田	簡易水道	宮田・大ヶ洞 奥田洞・上呂	平成7年4月	1,240
	四美	簡易水道	四美	平成5年4月	480
	山之口	簡易水道	山之口 尾崎1区・2区	平成11年11月	880
	釜ヶ野	簡易水道	西上田	昭和55年4月	580
金山地区	金山	簡易水道	金山・大船渡 下原・福来 中津原・田島	昭和38年12月	4,500
	菅田	簡易水道	菅田	平成2年9月	1,580
	東	簡易水道	乙原・祖師野	昭和59年5月	2,150
馬瀬地区	馬瀬	簡易水道	馬瀬全城	平成8年3月	1,600

水道使用料金(1ヶ月あたり)

平成16年の市町村合併以降、上水道と簡水等では料金が違っていました。令和3年から上下水道運営委員会にて審議し、令和6年4月から統一料金による運用が始まっています。

改定前

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m^3)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/ m^3 、税抜き)
上水道	$\phi 13$	10	1,067	110
	$\phi 20$	20	3,200	
	$\phi 25$	なし	5,629	
	$\phi 30$		9,124	
	$\phi 40$		17,086	
	$\phi 50$		32,134	
	$\phi 75$		87,572	
簡水等	$\phi 13 \sim \phi 75$	10	1,429	124



改定後

メーター 口径(mm)	基本水量 (m^3)	基本料金 (円、税抜き)	月使用量 (m^3)	超過料金 (円/ m^3 、税抜き)
$\phi 13$	10	1,000	0~10	—
$\phi 20$		2,400	11~80	156
$\phi 25$		3,700		
$\phi 30$		5,300	81~500	120
$\phi 40$		9,500	501~1,000	116
$\phi 50$		14,800		
$\phi 75$		33,300	1,001以上	112

水道加入負担金(分担金)

料金統一に併せ、加入負担金も統一しました。

改定前

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm	75mm
上水道区域	22,000	55,000	99,000	154,000	308,000	561,000	1,210,000	1,540,000
簡水等区域	220,000	242,000	330,000	396,000	693,000	924,000	—	1,650,000



改定後

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm	75mm
下呂市全域	22,000	55,000	99,000	154,000	308,000	561,000	1,210,000	1,540,000

水道使用料金改定方針

【R5.4.20 第30回運営委員会資料より】

①水道料金の統一

水道は生活するうえで最低限かつ必須の設備であり、価格の面からも公衆衛生の面からも市内全域に平均的なものを提供すべきという観点から、**水道料金は市内統一します。**

統一にあたっては、現在の上下水道と簡易水道の料金収入の負担割合や、使用水量あるいは用途別の負担割合が大きく変わらないようにします。

②料金収入として必要額の把握

上下水道の内部留保資金の活用と、基準内繰入金以外に建設改良費の2割を一般会計負担として試算した結果、料金総額で約5%増額が必要と見込んでいます。

③料金統一の基本設定

- ・**基本水量は10㎥/月**
上下水道の大部分と簡易水道、下水道で採用している10㎥/月に統一します。
- ・**口径別基本料金を採用（現在、上下水道で採用）**
大口径の施設は小口径の施設と比べて水道施設への負担が大きいため、基本料金に差をつけます。設定は13mmの基本料金を基準に、断面積比に応じた口径別基本料金とします。
- ・**一般家庭（13mm）の基本料金は値下げ**
基本水量以下の件数は4,762件/13,178件（36.1%）。高齢独居世帯などに更に負担を求め、更なる負担を避けるため一般家庭（13mm）の基本料金は値下げします。
- ・**大量使用者への配慮**
大量使用者には病院や高齢者施設の他、下呂市基幹産業施設が多数あることから地域経済への影響に配慮し、使用量により超過料金は段階的に下げます（ただし営農用は変更なし）。

下呂市下水道事業の概要

令和6年3月31日現在

下呂市では4つの下水道事業を運営。事業名は様々ですがどの事業も生活雑排水を管渠で集め処理場で処理する**集合処理**方式。

事業	処理場	処理区域	供用開始年度	計画処理人口	管路延長	普及率 % (接続/整備戸数)
公共下水道	幸田	幸田、少ヶ野の一部	H1	2,650人	4.6 km	94.98%
	湯之島	東上田、湯之島、森の一部	H8	4,090人	21.8 km	65.04%
	下呂南部	森、小川、少ヶ野	H17	4,300人	37.1 km	96.87%
特定環境保全 公共下水道	上呂	上上呂、下上呂	H11	8,350人	13.8 km	94.10%
	萩原	桜洞、萩原上、萩原中、萩原下、上村、花池、中呂、古閑、跡津、西上田	H18	5,210人	62.6 km	74.31%
	小坂	大垣内、小坂町、大島、坂下、長瀬	H16	1,850人	26.6 km	80.63%
	竹原	御厩野、野尻、宮地、乗政	H12	3,090人	58.6 km	83.49%
	金山	金山、下原	H11	3,490人	44.6 km	90.39%
	宮田	宮田、大ヶ洞	H6	1,410人	12.2 km	99.69%
	奥田洞	奥田洞	H8	370人	4.7 km	97.59%
農業集落排水	四美	四美	H12	510人	7.1 km	92.79%
	羽根	尾崎2、尾崎3、野上、羽根	H10	4,100人	31.5 km	96.97%
	無数原	無数原	H10	180人	1.3 km	75.00%
	湯屋	赤沼田、落合、湯屋、大洞の一部	H19	2,540人	16.6 km	66.16%
	金山西	菅田	H10	1,670人	23.8 km	87.37%
	金山中央	東の一部	H9	1,760人	25.6 km	91.46%
	金山南	東の一部	H10	180人	3.7 km	92.31%
小規模集合排水	金山北	東の一部	H12	250人	4.8 km	88.00%
	鹿山	大洞の一部	H9	80人	0.6 km	91.67%
	中重	大洞の一部	H10	80人	1.1 km	80.00%
合併処理浄化槽		門坂、山之口、馬瀬、上原、中原等	下水道事業とは違い、 個別に処理 する方式です。			

下呂市管内図

この図は、下呂市管内の下水道処理区域を示しています。色別処理区域は以下の通りです。

- 緑色：農業排水処理区（農排）
- 青色：特別処理区（特環）
- 赤色：公共処理区（公共）
- オレンジ色：小規模処理区（小規模）

主要な処理区域の名称と位置：

- 無数原処理区（農排）
- 小坂処理区（特環）
- 郷石原処理区（農排）
- 四美処理区（農排）
- 羽根処理区（農排）
- 宮田処理区（農排）
- 奥田洞処理区（農排）
- 上呂処理区（特環）
- 湯屋処理区（農排）
- 中重処理区（小規模）
- 鹿山処理区（小規模）
- 萩原処理区（特環）
- 湯之島処理区（公共）
- 幸田処理区（公共）
- 南部処理区（公共）
- 竹原処理区（特環）
- 北処理区（農排）
- 中央処理区（農排）
- 南処理区（農排）
- 金山処理区（特環）
- 西処理区（農排）

道路表（一部）：

番号	路線名	番号	路線名
41	国道41号	294	上之保下袋坂線
256	国道256号	431	下山名丸線
257	国道257号	432	門和佐瀬戸線
		435	御嶽山朝日線
		436	田口洞線
		437	湯屋温泉線
		438	飛騨金山停車場線
		439	飛騨萩原停車場線
		440	東政下呂停車場線
		441	落合飛騨小坂停車場線
		442	白草山公園線

凡例（一部）：

記号	説明	記号	説明
—	一般国道	○	府県庁
—	一般国道	○	市役所
—	主要地方道	○	町村役場
—	一般地方道	△	三角点
—	有料道路	●	独立標高点
—	高速自動車道	—	境界
—	自転車道	—	市郡界
—	計画道路	—	町村界
—	未開通（計画）道路	—	正村民
—	廃道	—	その他の鉄道
—	河川	—	河川
—	国定公園	—	国定公園

色別処理区域の凡例：

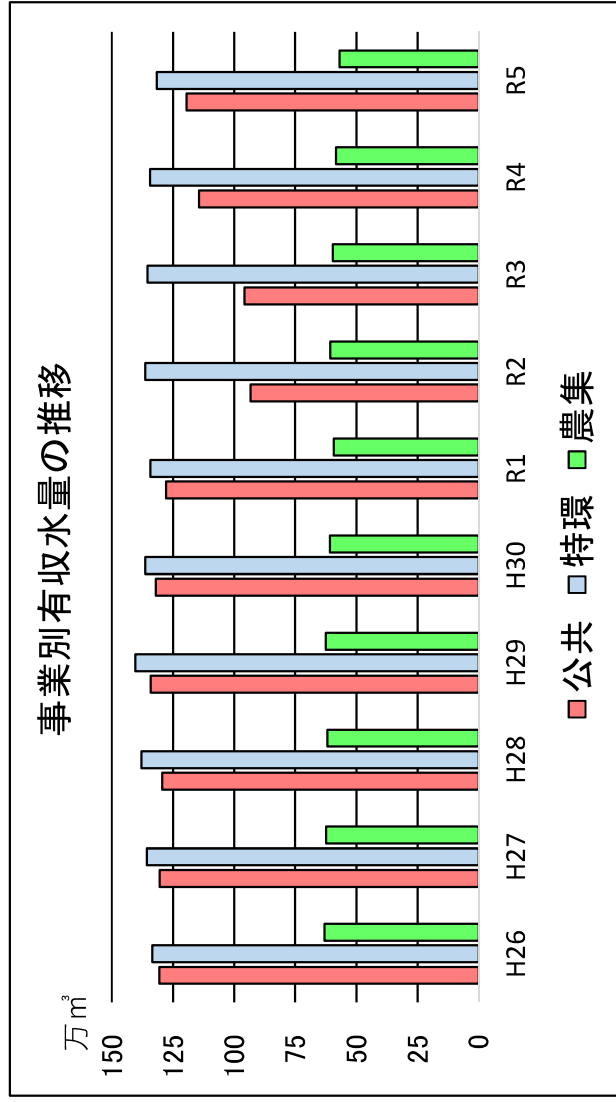
- 赤色：公共下水道事業
- 青色：特定区域保全公共下水道事業
- 緑色：農業集排水事業
- オレンジ色：小規模集排水処理施設事業
- 白線：合併処理浄化槽区域

平成26年度の有収水量を100とした場合・・・

令和5年度の有収水量は公共91.4、特環98.6、農集90.3

公共はコロナ禍において減少したが回復傾向にある。

特環、農集等は人口減少により減少。



下水道事業の現状

- ・20処理区はすべて、汚水だけを排除する分流式で、処理水は河川に放流しています。
- ・20処理区の整備は完了し、ここ数年は維持管理業務が主体。新しく整備する計画はありません。
- ・平成前半に整備された施設が多く、今後は施設等の更新が必要です。令和5年度から幸田処理場の耐震化を工事を実施しています。
- ・人口減少により水道（特に簡易水道）使用量は減少、下水道の使用量も減少していくものと予想しています。

下水道使用料金（1ヶ月あたり）

	基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)
下水道	10	1,715	143

平成21年度に市内統一済。

- ・温泉法に規定する温泉を営業用として下水道に流す宿泊施設については、当該宿泊施設の前月の入湯人員に0.95を乗じて得た数を使用水量として認定しています（下呂市下水道条例第26条）。

令和5年度下水道事業会計決算明細書

(単位:千円、税抜き)

収益的収支(下水道施設を運営していくための収入と支出＝現在のために使うお金)

区 分	金 額	内 容
下水道事業収益	1,172,832	
営業収益	613,953	
下水道使用料	502,900	下水道料金収入
一般会計補助【外】	110,817	赤字の補填
その他営業収益	236	
営業外収益	558,879	
一般会計補助	148,536	繰入基準による補助(利息返済分)
長期前受金戻入	409,971	※1
雑収益	372	
下水道事業費用	1,755,707	
営業費用	1,521,222	
管渠費	1,190	管渠修繕、維持工事
処理場費	475,671	運転、維持管理、污泥処理、修繕
総係費	56,509	職員(4名)給与、手当、料金関連委託
減価償却費	987,509	※2
資産減耗費	343	
営業外費用	153,545	
支払利息	148,535	借金の利息
雑支出	5,010	
特別損失	80,940	過年度の支払い
収支差引	△ 582,875	

資本的収支(下水道施設を新しくするための収入と支出＝将来のために使うお金)

区 分	金 額	内 容
資本的収入	1,160,244	
企業債	340,500	新たな借金(平準化債 332,800千円)
一般会計出資金	801,414	繰入基準による補助
受益者負(分)担金	7,430	新規繋ぎ込みによる負担金
国庫補助金	9,250	幸田処理場耐震設計に伴う補助金
固定資産売却金	1,650	污泥脱水車売却金
資本的支出	1,164,595	
建設改良費	30,095	幸田処理場耐震設計
企業債償還金	1,124,121	借金の返済
返還金	10,379	過年度返還金
収支差引	△ 4,351	

一般会計からの補助計	1,060,767
------------	-----------

※1 長期前受金戻入:資産取得時に財源とした補助金等を、減価償却に対応して収益化したもの。

※2 減価償却費:時間経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を費用として計上。

下水道使用料金算定について

【R4.5.20 第23回運営委員会資料より】

- ・基本料金だけの改定では、基本料金は極めて高額になり少量使用者の負担が大きくなります。逆に、超過料金だけの改定では、大量使用者へ大きな負担をかけることになります。
- ・今回の改定は、使用水量の大小に関わらず負担増を求めるとし、基本料金、超過料金とも改定することとします。

改定(案)作成にあたっては、以下の条件を付与して作成しました。

- ・基本料金は、少量使用者の負担を考慮して、2倍以下となるよう設定。
- ・超過料金は、基本料金を設定したうえで、使用料収入全体が50%増となるよう設定。
- ・下水道処理施設の特性(大量になればなるほど効率的に処理できる)から、大量使用者の負担増は少なくしたい。

よって、改定(案)として、下表のとおり基本料金を3,000円に上げ、超過料金も上げることとします。

下水道使用料金改定にあたって

【R5.1.24 第28回運営委員会資料より】

- ・大幅改定に伴う措置について。

料金収入総額で50%程度の大幅改定であり、また水道料金の改定も実施するため、緩和策として2段階→3段階による改定とします。(水道料金改定を含めると4段階による改定)

- ・大量使用者(301 m^3 /月以上)への配慮。

大量使用者の中には病院や高齢者施設の他、下呂市基幹産業施設が多数あることから安定経営に資するため、また下水道は大量利用により効率的に処理できている面から、301 m^3 /月以上の超過料金は据え置きます。

下水道使用料金改定(案)

【R5.1.24 第28回運営委員会資料より】

現在の下水道使用料金(1ヶ月当たり)

基本水量 (㎡)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/㎡、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)							
			10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	150㎡	300㎡	1000㎡	5000㎡
10	1,715	143	1,886	3,459	8,178	16,043	23,908	47,503	157,613	786,813



改定1段階目(令和8年4月検針分～)

※301㎡以上の超過料金は143円/㎡

基本水量 (㎡)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/㎡、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)							
			10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	150㎡	300㎡	1000㎡	5000㎡
10	2,150	160 ※	2,365	4,125	9,405	18,205	27,005	53,405	163,515	792,715
増額(円)	435	17	479	666	1,227	2,162	3,097	5,902	5,902	5,902



改定2段階目(令和10年4月検針分～)

※301㎡以上の超過料金は143円/㎡

基本水量 (㎡)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/㎡、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)							
			10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	150㎡	300㎡	1000㎡	5000㎡
10	2,580	177 ※	2,838	4,785	10,626	20,361	30,096	59,301	169,411	798,611
増額(円)	430	17	473	660	1,221	2,156	3,091	5,896	5,896	5,896



改定3段階目(令和12年4月検針分～)

※301㎡以上の超過料金は143円/㎡

基本水量 (㎡)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/㎡、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)							
			10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	150㎡	300㎡	1000㎡	5000㎡
10	3,000	195 ※	3,300	5,445	11,880	22,605	33,330	65,505	175,615	804,815
増額(円)	420	18	462	660	1,254	2,244	3,234	6,204	6,204	6,204
現料金差	1,285	52	1,414	1,986	3,702	6,562	9,422	18,002	18,002	18,002
現料金比	1.75	1.36	1.75	1.57	1.45	1.41	1.39	1.38	1.11	1.06

合併浄化槽への転換事業について

【R4.5.20 第23回運営委員会資料より】

下水処理場のほとんどが20年を経過し、機械電気設備の更新時期にきていますが更新には多額の費用がかかります。また、現状では維持管理費さえも料金収入では賄えていません。

下水道事業を継続するためには、特に不採算となっている農業集落排水施設など8処理区を合併処理浄化槽に移行し、下水道施設更新費用及び維持管理費を削減するのが良いと判断しました。

削減される費用等は下表のように試算しています。下水道施設(処理場)を廃止すれば施設更新費用は削減でき、合併浄化槽設置後の維持管理を個人で行えば維持管理費も削減できます。よって、合併浄化槽へ転換する8処理区の下水道接続建物については、**下呂市において合併浄化槽を設置し、設置後の維持管理は個人による負担とします。**

①合併浄化槽への切替を検討している8処理区を現状のまま維持した場合(8処理区分のみ)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
施設更新費※	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534
施設管理費	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233
計①	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767

※施設更新費は、8処理区にかかる今後40年間の更新費用総額を平準化した額。

②8処理区を合併浄化槽へ転換する場合

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
施設更新費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理費	29,233	26,490	25,539	19,586	15,233	8,567	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽設置費	46,000	90,000	94,000	106,000	132,000	190,000	0	0	0	0	0	0	0	0
計②	75,233	116,490	119,539	125,586	147,233	198,567	0	0	0	0	0	0	0	0

③現状維持した場合と合併浄化槽に転換した場合の差額

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
単年度差額	-18,466	-59,723	-62,772	-68,819	-90,466	-141,800	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767
計①ー計②														
累計	-18,466	-78,189	-140,961	-209,780	-300,246	-442,046	-385,279	-328,512	-271,745	-214,978	-158,211	-101,444	-44,677	12,090

下水道料金改定スケジュール(案)

※次回以降の開催日は予定月を記載。

上下水道運営委員会	議会対応	市民等への説明
令和6年10月18日(金) 新委員での初会合。下呂市上下水道事業の概要説明。		
※令和6年11月〇日 下水道料金改定案の審議。		
審議状況により適時開催		
※令和7年3月または6月 下水道料金改定方針説明。	3月または6月定例会 下水道料金改定案説明	
※令和7年7月〇日 上下水道事業決算報告、説明会資料協議。		令和7年8月～ 下水道料金改案定市民等説明会
説明会報告を兼ねて適時開催		
令和8年4月 下水道料金改定(1段階目)	12月定例会 下水道料金改定条例上程	令和8年2月～ 広報誌等による周知
令和10年4月 下水道料金改定(2段階目)		
令和12年4月 下水道料金改定(3段階目)		

令和6年11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
		簡水全国大会				
24	25	26	27	28	29	30
					議会初日	

令和6年12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
				議会一般質問		
15	16	17	18	19	20	21
	議会常任委員会				議会 最終日	
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

議会の日程は予定日。